第２期豊郷町
子ども・子育て陽だまりプラン

《令和２年度～令和６年度》

概　要　版

令和２年３月

豊　　郷　　町

1　計画の背景と策定趣旨

1．計画策定の背景

近年、子育てをめぐる環境は変化し続けており、女性の社会進出が進み、待機児童が慢性的に発生したことや、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得られなくなっていることなどが挙げられます。

本町においては、平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間を計画期間とする「豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」を策定し、子育てに関する様々な施策の展開を図ってきました。今後も子どもの利益を最優先に考え、環境を整備することを目的に、「第２期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2．計画策定の時期および計画期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。毎年度、計画達成状況の確認と見直しを行います。

	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７
第２期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン		計画期間					次期計画
第１期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン	計画期間						

2　子どもと子育て家庭に関する動向

1．豊郷町の状況

●人口・世帯の状況

◆年齢３区分別人口の推移

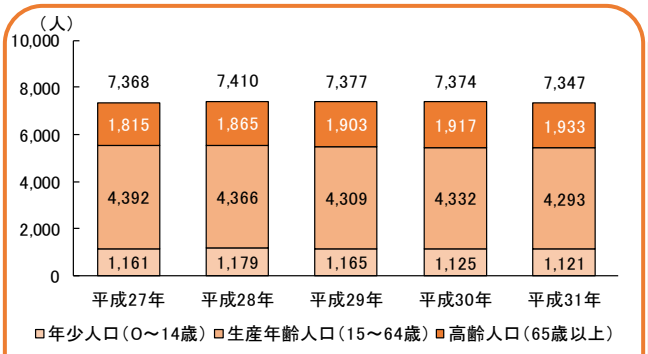

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◎高齢者人口は増加し、年少人口、生産年齢人口は減少しています。
◎平成 31 年の年少人口（０～14 歳）は 1,121 人（15.3%）となっています。

●女性の就労状況

◆女性の労働力率の推移

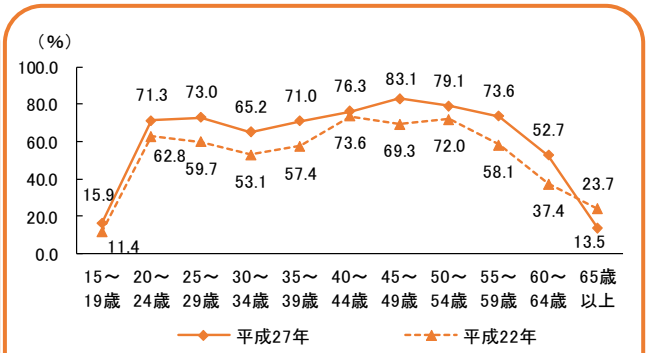

資料：国勢調査

◎平成 27 年の女性の労働力率は、20 歳代および 35 歳以上 60 歳未満で 70%を超えています。30～34 歳で 65.2%とやや落ち込み、「M字カーブ」がみられます。平成 22 年との比較では、65 歳以上を除くすべての年代で高くなっています。

●子どもの育ちをめぐる環境について

◆子育てをどのように感じるか

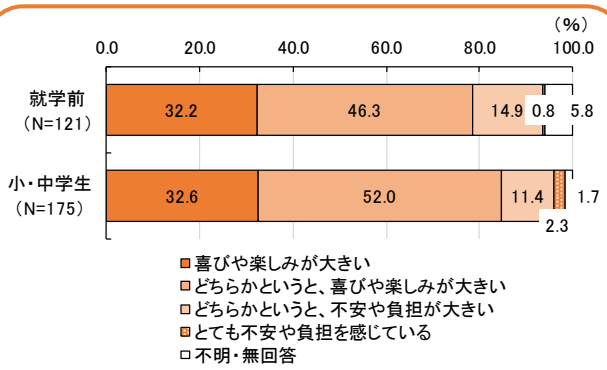

◎就学前では「どちらかというと、喜びや楽しみが大きい」が 46.3%と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が 32.2%、「どちらかというと、不安や負担が大きい」が 14.9%となっています。

◎小・中学生では「どちらかというと、喜びや楽しみが大きい」が 52.0%と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が 32.6%、「どちらかというと、不安や負担が大きい」が 11.4%となっています。

●子育て全般について

◆町の子育て支援の充実に向けて、基本にすべき考え方

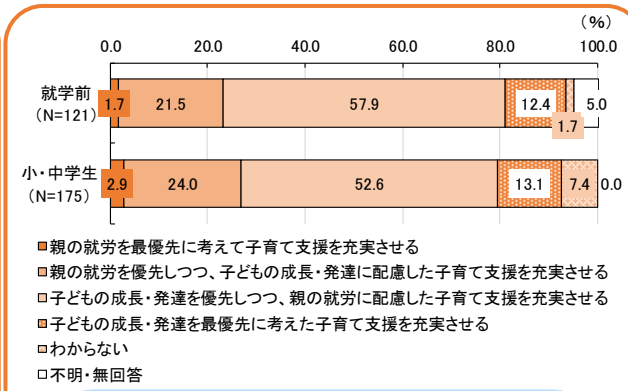

◎就学前では「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実させる」が 57.9%と最も高く、次いで「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実させる」が 21.5%となっています。

◎小・中学生では「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実させる」が 52.6%と最も高く、次いで「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実させる」が 24.0%となっています。

◆町の子育て支援について特に期待すること

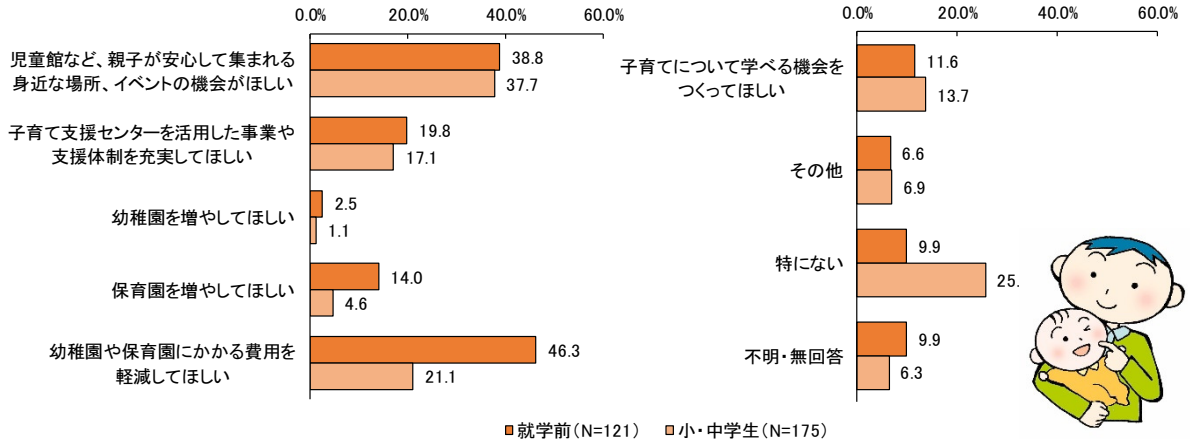

◎就学前では「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」が 46.3%と最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が 38.8%、「地域の保育サービスを充実してほしい」が 34.7%となっています。

◎小・中学生では「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が 37.7%と最も高く、次いで「特にない」が 25.7%、「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」が 21.1%となっています。

3　施策体系

基本理念

子ども・子育て　陽だまりのまち　豊郷

～子どもがたくましく育ち、親が子育てに喜びを感じるまち～

本町ではこれまで、子どもを「豊郷の風土と歴史と未来を託すまちの宝」と位置づけ、町全体で子どもの健やかで伸びやかな成長を支援することを理念に、次世代育成支援を進めてきました。この理念は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」に合致するものです。

また、「子育てに喜びや楽しみを感じるまち」が本町の大きな魅力であることから、『子どもがたくましく育ち、親が子育てに喜びを感じるまち』を副題としていました。

本計画は、引き続きこの基本理念に基づいた子育て支援を推進します。

本町の理念の実現に向けて、３つの基本目標を設定します。

目標１　子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実

- 本町の社会環境を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを促す環境の向上を、家庭・地域・学校を中心に積極的に推進します。
- 親自身が子育ての大切さを認識し、子育てを通して親自身も成長することを目指す意識の醸成を図ります。

〔基本施策〕

1-1．家庭の子育て力の向上

1-2．地域の子育て力の向上

1-3．教育・学習の充実

1-4．子育て交流とネットワーク化の促進

取り組み

- 子育て講演会や祖父母参観などを通して、家庭教育の啓蒙充実に取り組みます。
- あいさつや声かけ運動、地域行事など子どもを交えたさまざまな地域活動に取り組むことで、地域の子育て力の向上を目指します。
- 体験・交流型活動や食育などを通じて、子どもの健やかな成長のために豊かな感性を養う学校教育を充実させます。
- 子育て支援センターを核として、子育て支援や相談を実施し、子育て家庭の交流の場を拡充します。

目標２

家庭と仕事の両立、子育て支援の充実

- 就労形態が多様化する中で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の機運を高め、子育て環境の向上を目指します。
- 共働き家庭だけでなく、すべての家庭を支え、保護者が安心して子育てができる支援の充実を図ります。

〔基本施策〕

2-1．子育てにかかる男女共同参画社会の推進

2-2．子どものための支援充実

取り組み

・男女共同参画社会の推進を図るため、女性の就労支援や男性の子育てに関する知識の普及、意識の啓発を進めます。

・すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、放課後児童クラブの充実や医療費助成や各種手当など、費用の助成による保護者の負担軽減を図ります。

目標３

安心して子育てできる社会環境づくり

- 子ども一人ひとりの人権が尊重され、国籍、性別、障がい、家庭の状況などにより差別されることや、不利益を被ることなく、それぞれの個性と能力が活かされるよう、子どもの権利と利益を最大限に尊重する視点に立った施策の展開を図ります。
- すべての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、町全体で子ども自身と子育て家庭を応援する取り組みの充実を図ります。

〔基本施策〕

3-1．子育て相談・支援体制の充実

3-2．母子保健および医療の充実

3-3．障がい児およびひとり親家庭への支援充実

3-4．子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実

3-5．子どもの人権尊重と児童虐待防止ネットワークの充実

取り組み

・広報誌や町ホームページ、アプリなどを活用した子育て相談や支援体制の情報の周知に取り組みます。

・安心して子育てできるよう妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援に取り組みます。

・障がい児やひとり親家庭を支援します。

・子どもが安全に過ごすため地域の防犯活動や連携の強化のほか、児童虐待の把握および防止に努めます。

4　子ども・子育て支援事業計画

子どもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の計画期間中における量の見込みと、目標として確保する量を示します。

また、ニーズの変動にも円滑に対応し、保護者の経済的負担の軽減や、利便性の向上に努めます。

1．教育・保育事業

●保育園
保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育を必要とする乳幼児を預かり、保育することを目的とする通所の施設です。

●幼稚園
満３歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

2．地域子ども・子育て支援事業(13 事業)

●利用者支援事業
子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

●地域子育て支援拠点事業
公共施設や保育園、公民館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する事業です。

●妊婦健康診査事業
妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

●乳児家庭全戸訪問事業
子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う目的で、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

●養育支援訪問事業等
養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

●子育て短期支援事業
保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に児童養護施設などで宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

●一時預かり事業
保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児に対し、保育園その他の場所において一時的な預かりを行う事業です。

●延長保育事業
保育園利用者を対象に、11 時間保育の開始前または終了後に保育を希望する場合に提供する事業です。

●病児保育事業（病児・病後児保育）
病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関や保育園の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

●子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）
子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

●放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

●実費徴収に係る補足給付を行う事業
保護者の世帯取得の状況などを勘案して、特定教育・保育などまたは特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成する事業です。

●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。

5　計画の推進

（１）行政の推進体制

本計画は、計画推進に関わる庁内組織の充実・強化を図るとともに、関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

単独で実施する事業のほかに広域的な取り組みなどについては、国・県・近隣市町との連携・協力を深めながら、幅広い対応に努めていきます。

（２）住民との協働の推進

町全体での計画推進に向けて、家庭、地域、学校、そして、子育てに関わって主体的に活動する住民団体・グループ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア・ＮＰＯ、企業・事業者など、多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。

このため、これらの個人・団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。また、計画内容の広報と啓発を図り、本計画の基本理念への理解と計画推進への協力を求める働きかけを行います。

（３）子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

（４）計画の公表、住民意見の反映

本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況については、あらゆる機会で住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

6　子育てに不安を感じたときは

●相談窓口一覧表

問い合わせ先	電話番号	相談内容
子育て支援センター	0749-35-2450	子育て相談
医療保険課	0749-35-8117	乳幼児健診、乳幼児相談
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741	家庭相談、児童相談
滋賀県虐待ホットライン（24 時間対応）	077-562-8996	虐待相談

※問い合わせ先の名称や電話番号が変更になる場合があります。

第２期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン

概要版

編集・発行　　豊郷町教育委員会事務局総務課
〒529-1169　滋賀県犬上郡豊郷町石畑 518 番地
電　話：0749-35-8131
ＦＡＸ：0749-35-8133

計画書の内容は、町ホームページで閲覧できます。